

# ＼全国一斉／ 子どものための 養育費相談会

子どもの  
「今」と「未来」を  
支えるために

法定  
養育費って  
なに？

強制執行を  
したい

先取特権の  
メリットは？

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

令和8年

開催  
日時

9月5日(土)

午前10時から 午後9時まで

養育費の  
取り決めが  
なくても  
請求できる？

離婚時まで  
遡って請求  
できるの？

取り決めの  
方法や内容が  
知りたい

フリーダイヤル ※当日のみの専用番号です。



# 0120-567-301

通話料無料 | 秘密は厳守します。安心してご相談ください。

LINE電話  
での相談に  
対応します。



チャットでの相談には対応できかねますので、あらかじめご了承ください。つながらない場合には、時間をおいて改めておかけください。



- 同居親、別居親どちらからでも相談できます。
- 離婚を検討されている方・養育費の取決めをされていない方もぜひご相談ください。
- 必要な際にはお近くの司法書士を紹介します。
- 司法書士法に定める業務範囲内での対応となります。

私たち司法書士は、子どものための様々な問題に、全力で取り組んでいます。

主催：全国青年司法書士協議会

後援：日本司法書士会連合会 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会

特定非営利活動法人ひとり親家庭サポート団体全国協議会